
小牧市DV対策基本計画
(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月
小 牧 市

はじめに

小牧市ではDV被害者の相談窓口を通じて、緊急時における安全の確保のための避難場所の提供、避難者の一時保護、保護後の生活に関する各種制度等の情報提供、継続的な自立支援等を行っております。

また、県や警察等の関係機関等と連携しながら、DVの発生予防、早期発見、DV被害者の保護、DV被害者の自立に向けた支援に取り組んでおります。DV被害者は配偶者やパートナーだけでなく、子どもや高齢者、障がい者など多岐に渡り、それぞれの状況に応じて適切な支援をしていく必要があることから、これまで、その取り組みについては「小牧市男女共同参画計画」、「子ども子育て支援計画」、「小牧市高齢者保健福祉計画」、「小牧市障がい者計画」において位置付け、推進していましたが、「小牧市DV対策基本計画」では、すべての市民が安心して暮らせるDVのない社会の実現を目指し、これらの計画で位置付けられた施策を1つに取りまとめております。

本計画は令和3年3月に策定しましたが、現計画期間が令和6年3月をもって終了することから、現在の社会情勢に鑑み、これまでの取り組み内容を見直し、本計画を改定するとともに、今後は「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など関係法令による、国や県などの動向も注視し、必要に応じて、本計画を見直しすることになります。

市民一人ひとりがDVについて身近な問題として正しく理解し、DVを根絶し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指していきたいと考えております。

令和6年3月

小牧市長 山下 史守朗

小牧市民憲章

市制施行30周年

わたくしたち小牧市民は、小牧を

- 1 健康で生きがいのある 明るいまちにしましょう
- 1 感謝と思いやりのある あたたかいまちにしましょう
- 1 緑とやすらぎのある 美しいまちにしましょう
- 1 高い文化と教養のある 豊かなまちにしましょう
- 1 希望と働く喜びのある 活気あふれるまちにしましょう

目次

第1章 基本計画の策定の趣旨と基本的な考え方

1 基本計画の趣旨	1
2 基本的な考え方	2

第2章 計画の基本理念・基本目標・施策の体系

1 基本理念	3
2 基本目標	3
3 施策の体系	4

第3章 基本目標の施策の展開

基本目標1 DVを許さない市民意識の啓発	5
基本目標2 安心して相談できる体制の整備	7
基本目標3 被害者の安全な保護体制の整備	9
基本目標4 被害者の自立に向けた支援の促進	12
基本目標5 推進体制の強化	15

第4章 被害者支援の流れ

1 被害者支援の連携	17
2 被害者の保護のための関係機関等との連携協力	18
3 計画の点検・評価	18

参考資料

1 小牧市の現状	19
2 配偶者暴力相談支援センター・警察等対応件数の状況	20
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	23
4 国、愛知県、小牧市の動き	36
5 小牧市DV対策連絡会議設置要綱	38

第1章 基本計画の策定の趣旨と基本的な考え方

1 基本計画の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という）※¹は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

DVの多くが家庭内で起こるため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、こどもがDVを目撃したことにより、心身にさまざまな影響を受けることもあります。

国においては、2001年（平成13年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。また、2013年（平成25年）6月には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその暴力を受けた被害者についてもこの法律を準用することとなりました。

愛知県においても2005年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、2008年3月に2次計画、2013年3月に3次計画、2018年3月に4次計画を策定し、DV防止とその被害者の支援に向けた取組を推進しております。

本市では2020年（令和2年）3月に策定した「小牧市まちづくり推進計画 第1次基本計画」の取組内容を踏まえ、DVのない社会の実現のため、関係機関等との連携をより強化していくため「小牧市DV対策基本計画」を策定しました。

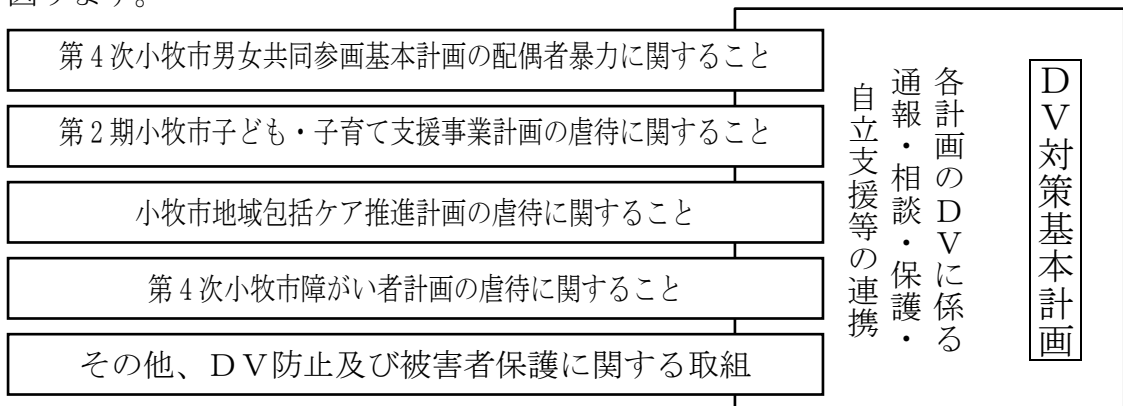
※¹ 配偶者からの暴力

本計画における「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方（事実婚を含む）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者を含む）や生活の本拠を共にする交際相手を含みます。また、恋人等親しい男女間の暴力も対象としております。
なお、暴力には、身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などさまざまな形態も含みます。

2 基本的な考え方

(1) 計画の位置付け

- ア 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項^{※2}に基づく基本計画です。
- イ 基本計画では、DV対策の取組みの方向を示し、被害者からの暴力に係る通報、相談、保護、被害者の自立支援等について、関係機関や庁内組織の役割の明確化、連携方法についてまとめた計画とします。
- ウ 本計画におけるDV等の被害者への対応については市の各計画と整合を図ります。



(2) 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度（2024年度～2028年度）までの5年間とします。ただし、計画期間中に法律や国の基本方針や愛知県の基本計画が大きく見直された場合、社会情勢や環境の変化等により見直しが必要となった場合は必要に応じて見直します。

(3) 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。本計画では、関係各課等が協力して施策・事業に関する計画の実施状況の評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画-実施-評価-改善検討）の実践による効果的な行政運営を目指します。

また、計画の推進には関係機関との連携が不可欠であり、「小牧市DV対策連絡会議」において計画の進捗状況について点検・評価を行い、関係機関との連携のもと計画を推進します。

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項

「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定。

第2章 計画の基本理念・基本目標・施策の体系

1 基本理念

安心して暮らせる社会の実現に向けて、市民一人ひとりがDVについて身近な問題として正しく理解することが必要です。DVを根絶し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本理念 安心して暮らせるDVのない社会の実現に向けて

2 基本目標

本計画では、DVの防止から被害者一人ひとりの状況に応じた相談・保護、被害者の自立支援まで切れ目ない支援を推進するため、5つの基本目標を定めます。

◆ 基本目標1 DVを許さない市民意識の啓発

市民一人ひとりがDVに関する正しい理解を深め、若年層に向けた教育・啓発の充実を図り、市民意識の啓発に努めます。

◆ 基本目標2 安心して相談できる体制の整備

被害者が安心して相談できるよう、相談体制の整備を図ります。

◆ 基本目標3 被害者の安全な保護体制の整備

被害者の情報管理を徹底するとともに、県や警察などの関係行政機関や民間支援団体等とも連携して、被害者の安全を確保できる体制を強化します。

◆ 基本目標4 被害者の自立に向けた支援の促進

被害者が自立した生活を送ることができるよう、こどもを含めた総合的な支援に努めます。

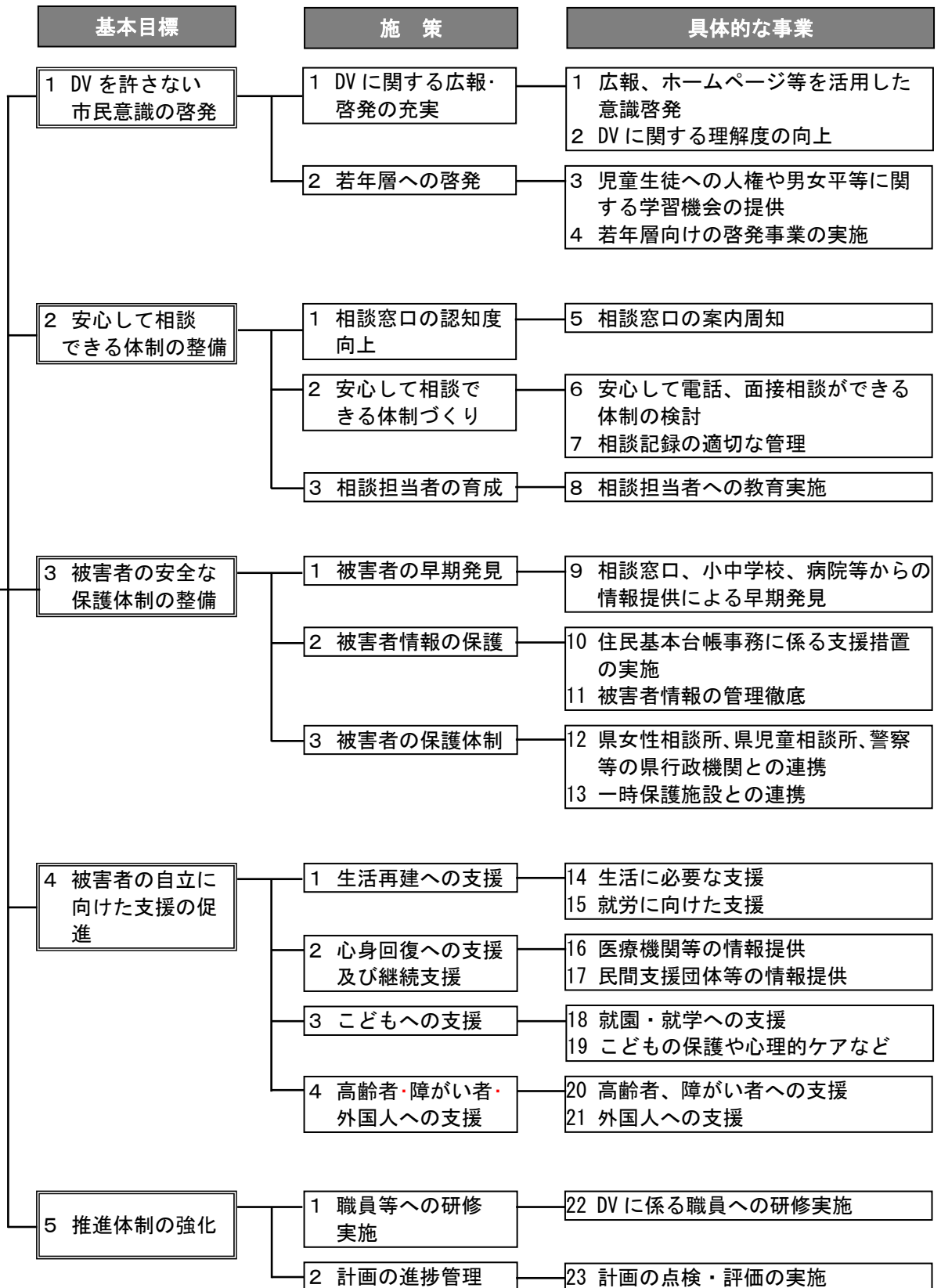
◆ 基本目標5 推進体制の強化

被害者支援を総合的に推進するため、職員研修の実施や関係機関との連携促進、計画の進捗管理を行うなど、推進体制の強化に努めます。

3 施策の体系

基本理念

安心して暮らせるDVのない社会の実現に向けて



第3章 基本目標の施策の展開

基本目標1 DVを許さない市民意識の啓発

現状と課題

- DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。基本的人権を尊重する意識を高揚し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。
- DVは、単に家庭内の問題、配偶者・パートナー間の問題として表面化しにくく、外部からの発見が困難なこともあり、被害が深刻化しやすいという特性があります。
- 暴力の背景には、固定的な性別による役割分担意識や経済力の格差など社会的、構造的な問題が関係しています。男女共同参画の視点から暴力をなくす取組みが求められています。
- 令和2年（2020年）に実施した内閣府「男女間における暴力に関する調査」によると、これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は女性10.3%、男性4.0%、「1,2度あった」とする者の割合は女性15.6%、男性14.4%となっており、1度でも受けたことがある者の割合は女性25.9%、男性18.4%となっています。
- DVに対する正しい知識とその危険性について適切な情報提供をすることで、啓発強化期間を設けるなど、さらなる啓発を行っていく必要があります。
- 若い世代の男女間でデートDV^{※3}といわれる問題が起きています。小中学生の頃から、加害者にも被害者にもならないための正しい知識とお互いの人権を尊重し合える人間関係について学び、考える機会を提供し、将来のDV発生を未然に防止することにつなげる必要があります。

※³ デートDV、若い世代の恋人の間で起きる暴力。

<施策1>DVに関する広報・啓発の充実

	事業内容		所管課
1	広報、ホームページ等を活用した意識啓発	DV防止に向けて広報を活用し、啓発やホームページの充実に努めます。また、DVに関する資料を公共施設の目に触れやすい場所に設置し、さらなる啓発を行います。	子育て世代包括支援センター
2	DVに関する理解度の向上	市民がDVに関する正しい理解と認識を得られるよう、公共施設等でのDV防止パネルの展示や女性センターの図書コーナーのDV関連書籍を充実させます。	子育て世代包括支援センター 多世代交流プラザ

<施策2>若年層への啓発

	事業内容		所管課
3	児童生徒への人権や男女平等に関する学習機会の提供	児童生徒は多感な年代であるため、きめ細かい配慮を加えながら、その年代に応じて、人権尊重の意識を高める教育を進めます。	保健センター 学校教育課
4	若年層向けの啓発事業の実施	若年層向けのデートDV防止パンフレットを作成し、DV発生を未然に防止するための啓発に取り組みます。	多世代交流プラザ

基本目標 2 安心して相談できる体制の整備

現状と課題

- 本市では、平成 14 年（2002 年）よりまなび創造館女性センターに女性相談窓口を設置し、家庭や職場、地域などで起こる女性が抱える様々な問題の相談に応じてきました。令和 4 年度（2022 年度）からは女性相談事業を委託化し、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師の資格をもった相談員に女性が抱える様々な悩みや問題に対して気軽に相談できる窓口を子育て世代包括支援センターに設置しています。
- 令和 2 年（2020 年）に実施した市民意識調査によると、市に女性相談の窓口があることを知っている市民の割合は 42.9%で、令和元年（2019 年）の市民意識調査と比較すると 1.3%高くなっていますが、知っていると回答した市民のうち、市の女性相談窓口でDV相談が受けられることを知っている市民の割合は 81.7%で、令和元年（2019 年）の市民意識調査と比較すると 1.2%低くなっています。ひとりで悩みを抱え込まず、早い段階で相談につながるためには、相談窓口の情報を広く周知することが必要です。
- 被害者の抱えている問題は複雑・多様化しています。相談員は被害者の意見を尊重しつつ、置かれている状況を見極め、的確な支援を行う高いスキルが一層求められています。
- 相談担当者は深刻な内容の相談を受けることにより、被害者と同じ心理状態に陥ることがあります。問題をひとりで抱え込み、疲弊することがないように、相談担当者の心理的な負担の軽減を図る必要があります。

<施策1>相談窓口の認知度向上

	事業内容		所管課
5	相談窓口の案内周知	市民窓口の情報を掲載した案内資料やパンフレット等の配布場所を拡大し、被害が深刻になる前に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。 外国人に相談窓口の情報提供をするため、外国語版案内資料を作成し、配布します。 聴覚障がい者向けに音声コードを入れるなど障がい者への配慮を行います。	市民安全課 多文化共生推進室 保健センター 福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 市民窓口課 多世代交流プラザ 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 患者支援センター 学校教育課

<施策2>安心して相談できる体制づくり

	事業内容		所管課
6	安心して電話・面接相談ができる体制の検討	被害者が安心して相談できるよう、秘密の保持や個人情報の管理を徹底します。また、相談窓口の安全を確保します。	福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター
7	相談記録の適切な管理	相談記録の漏えい防止対策や管理を徹底します。	福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター

<施策3>相談担当者の育成

	事業内容		所管課
8	相談担当者への教育実施	複雑・多様化する相談に適切に対応できるよう、関係機関との事例検討会や他機関等が実施する研修へ相談担当者を派遣し、相談対応力の向上を図ります。 相談担当者がひとりで問題を抱え込まないように、バックアップ体制を整備します。	福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター

基本目標 3 被害者の安全な保護体制の整備

現状と課題

- 被害者が加害者からの暴力を恐れ、自分が被害者であることを言い出せないことが多いので、被害者を早期に発見して措置ができる保護体制の整備が必要です。
- 加害者から逃れて、転出・転入手続きをした被害者の情報が加害者に漏えいすることのないよう、関係各課による被害者情報の保護・管理の徹底が必要です。
- 緊急性が高い被害者の保護にあたっては、被害者が安心して安全に保護を受けられるよう、被害者の状況や同伴する家族の有無などを考慮し、関係各課や関係機関と連携を図る必要があります。また、一時保護施設への入所に至らない場合においても、加害者から危害を加えられることのないよう状況に応じて関係各課、関係機関と連携し、被害者及び同伴する家族などの安全を確保することが必要です。
- 被害者が保護から自立に至るまでの間、安全に配慮しつつ必要に応じ関係各課や関係機関との情報共有が必要です。また、被害者が適切な判断に基づいて行動できるように情報提供と助言を行っていく必要があります。

<施策1>被害者の早期発見

	事業内容		所管課
9	相談窓口、小中学校、病院等からの情報提供による早期発見	関係各課で知り得た情報が滞ることなく、対応機関に情報が伝達するように連携を図ります。	市民安全課 多文化共生推進室 保健センター 福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 市民窓口課 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 患者支援センター 学校教育課

<施策2>被害者情報の保護

	事業内容		所管課
10	住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	住民基本台帳の閲覧等の制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署との連携を図り情報漏えい対策を行います。	市民窓口課
11	被害者情報の管理徹底	被害者及び同伴家族の個人情報保護を徹底し、情報漏えいすることがないように、適切に管理します。 個人情報が適切に取り扱われるよう、職員に対して必要な教育監督を行います。	市民安全課 多文化共生推進室 保健センター 福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 市民窓口課 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 患者支援センター 学校教育課

<施策3>被害者の保護体制

	事業内容	所管課	
1 2	県女性相談所、県児童相談所、警察等の県行政機関との連携	警察との連携を強化するとともに、愛知県女性相談センター、愛知県春日井児童相談センターとの連携により、被害者や子ども等の同伴家族、支援者等の安全を確保します。被害者が警察への援助の申し出や保護命令等を迅速に利用できるよう、情報提供に努めます。	福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター
1 3	一時保護施設との連携	緊急時においては、一時保護施設と連携するとともに、被害者に関する情報共有を図り、被害者の安全を確保します。	福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター

基本目標 4 被害者の自立に向けた支援の促進

現状と課題

- 被害者の自立に向けた支援は各分野にわたるため、各制度が円滑に適用されるためには関係各課や関係機関と連携し、切れ目のない支援を行う必要があります。
- 被害者が必要な経済的支援や情報提供が得られるための円滑な手続きができるよう、必要に応じて同行支援を行うなど、被害者の負担軽減に努める必要があります。
- 被害者は繰り返される暴力の中で、精神的に不安定な状態にあります。被害者の心の回復のためには、被害者に寄り添いながら、心理的な問題解決に向けた継続的なサポートが必要です。
- DVがある家庭のこどもはDVの現場を見たり、親から放置されるなど、自らも親から暴力を受けたり、大きな影響を受けています。こどももDV被害者であるという視点に立ち、こどもに焦点を当てた支援やケアも必要です。
- 孤立しがちな被害者への支援は、公的機関だけで対応できるものばかりではないため、状況に応じて被害者への支援などに取り組んでいる民間支援団体等と連携することも必要です。
- こどもたちが安心して生活できるよう、被害者のこどもが通う学校や保育園等に情報提供を行うとともに、親子の置かれた状況を理解し、こどもを守るための対応が必要です。
- 高齢者、障がい者、外国人に対しても、それぞれの置かれている状況を的確に判断し、関係各課・関係機関と連携を図りながら適切な支援を進める必要があります。

<施策1>生活再建への支援

	事業内容		所管課
1 4	生活に必要な支援	<p>市営住宅や民間住宅等の入居、生活保護、各種貸付等の情報提供や手続きの支援を行います。</p> <p>こどもを同伴する被害者の自立を図るため、母子生活支援施設への入所についての支援を行います。</p> <p>国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当、就学援助等の各種制度の周知と活用への支援を行います。</p>	<p>福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター</p>
1 5	就労に向けた支援	<p>就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度の情報を提供します。</p> <p>ハローワークと連携し、被害者の状況に応じた就労の情報提供や就労相談などの支援を行います。</p>	<p>福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター</p>

<施策2>心身回復への支援及び継続支援

	事業内容		所管課
1 6	医療機関等の情報提供	<p>被害者にメンタルヘルス相談やカウンセリング等の心理的なケア支援が必要な場合は、医療機関に関する情報を提供します。</p>	<p>保健センター 福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター 患者支援センター</p>
1 7	民間支援団体等の情報提供	<p>被害者の意思を尊重し、被害者に寄り添った形で必要な支援を行えるよう、柔軟性や機動性に強みのある民間の支援団体との連携、協働が被害者の孤立を防ぎ、地域社会での自立につながるため、民間支援団体等の情報を提供します。</p>	<p>保健センター 福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター 患者支援センター</p>

<施策3>こどもへの支援

	事業内容		所管課
18	就園・就学への支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や各種制度の案内、手続きの支援を行います。 被害者と同居するこどもの就園・就学について、関係各課・関係機関と情報の共有を図ります。	子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 学校教育課
19	こどもの保護や心理的ケアなど	保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。 DVによる心理的虐待などを受けたこどもに対し、愛知県春日井児童相談センター、スクールカウンセラー等と連携し、こどもに必要な保護や心理的ケアなどを実施します。	子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 学校教育課

<施策4>高齢者・障がい者・外国人への支援

	事業内容		所管課
20	高齢者、障がい者への支援	被害者のニーズに応じた福祉施策を活用し、関係各課・機関等との連携を取りながら支援を行います。	保健センター 福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター
21	外国人への支援	外国人も同様に支援が受けられるために必要な情報が得られるよう適切な相談先を案内します。	多文化共生推進室 保健センター 福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 子育て世代包括支援センター

基本目標 5 推進体制の強化

現状と課題

- 市職員や教職員は、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要です。また、被害者に対する理解不足からさらなる被害（二次被害）が生じる可能性もあります。そのためには、被害者の人権を尊重し、その安全を確保し、秘密の保持に十分配慮できる研修の実施が必要です。
- 被害者の保護及び支援を円滑に行うためには、関係各課・関係機関等が共通認識を持ち、相談・保護・自立支援など、それぞれの段階に応じて組織的に連携を図る必要があるため、本市では「小牧市DV対策連絡会議」を設置し、被害者の情報を共有し、安全かつ迅速な対応ができるよう取り組んでおります。
- 被害者への支援が安全かつ迅速にできるように被害者支援の流れを整備する必要があります。
- 被害者一人ひとりのニーズに応じて、民間支援団体等と連携を図る必要があります。

<施策1>職員等への研修実施

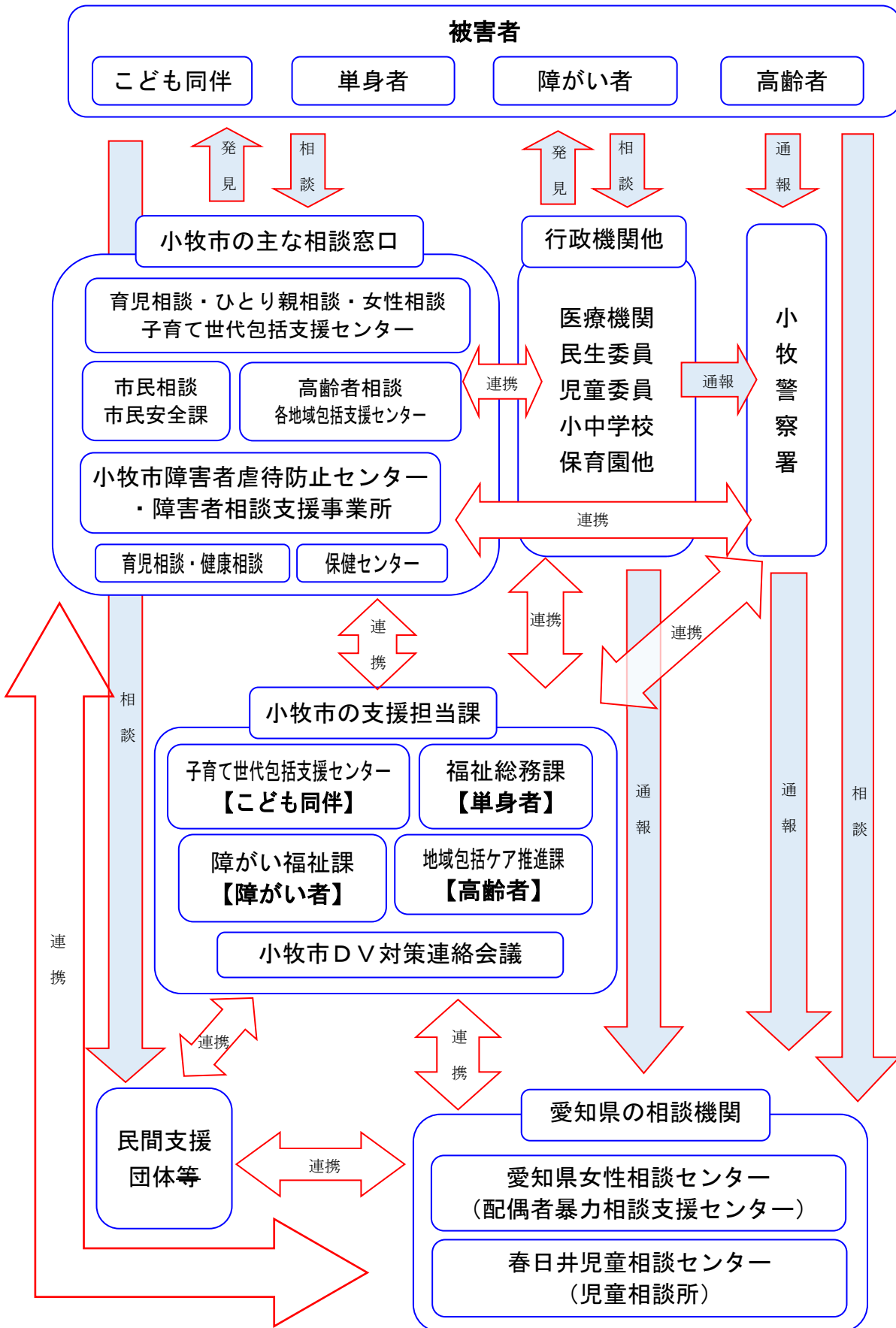
	事業内容		所管課
22	DVに係る職員への研修実施	DVに係る職員に対し、DVについて理解を深めるための研修や二次的被害とならないような職員の対応、被害者の情報管理の重要性などについて各職場において研修を実施します。	市民安全課 多文化共生推進室 保健センター 福祉総務課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課 市民窓口課 子育て世代包括支援センター 幼児教育・保育課 患者支援センター 学校教育課

<施策2>計画の進捗管理

	事業内容		所管課
23	計画の点検・評価の実施	「小牧市DV対策連絡会議」を定期的開催し、事例検討や課題解決を図り、進捗状況について点検・評価を行い関係機関等との連携のもと計画を推進します。	子育て世代包括支援センター

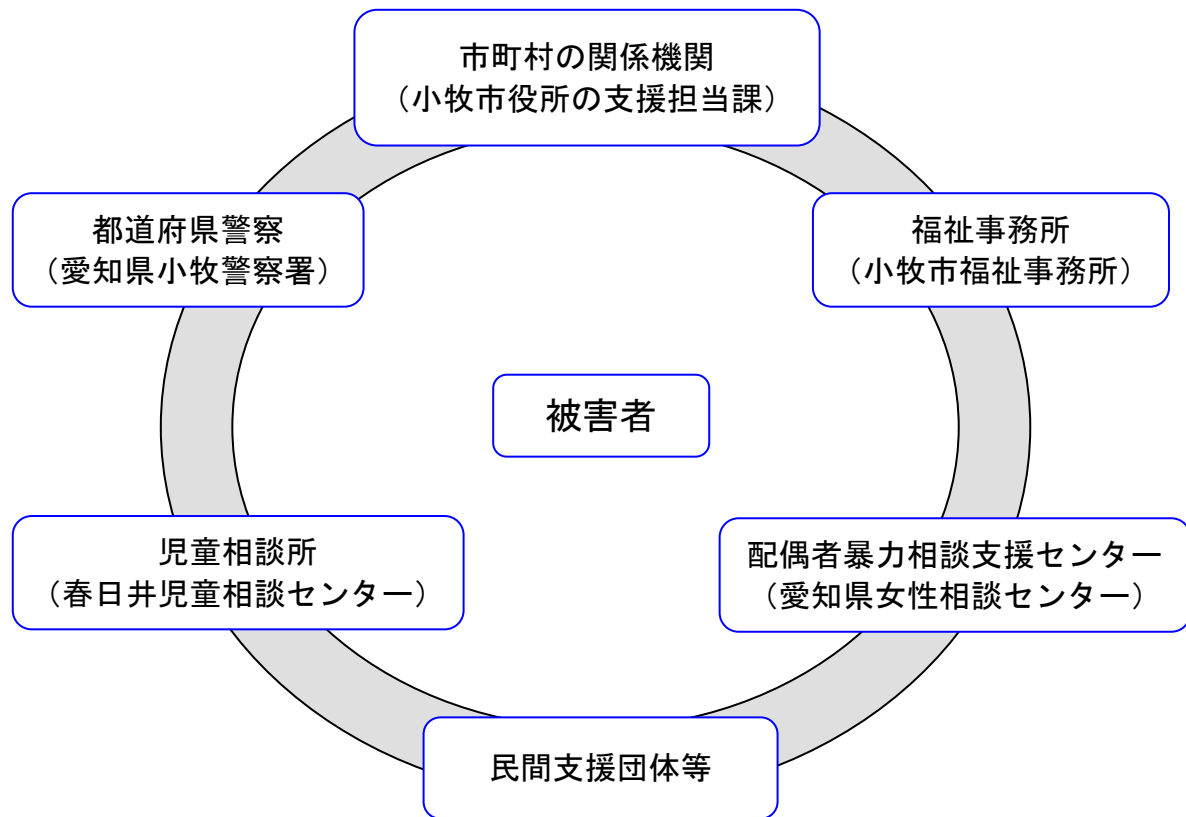
第4章 被害者支援の流れ

1 被害者支援の連携



2 被害者の保護のための関係機関等と連携協力

市役所の支援担当課、福祉事務所、警察署、児童相談所、配偶者暴力相談支援センターのほか、民間支援団体などの協力、連携が不可欠です。各機関、団体等の役割を互いに理解し合い、強固に連携して支援します。



3 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関係各課等が協力して施策・事業に関する計画の実施状況の評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画 - 実施 - 評価 - 改善検討）の実践による効果的な行政運営を目指します。

また、計画の推進には関係機関との連携が不可欠であり、「小牧市DV対策連絡会議」において計画の進捗状況について点検・評価を行い、関係機関との連携のもと計画を推進します。

1 小牧市の現状

(年度)	2018	2019	2020	2021
女性相談を知っている市民割合(%)	41.2	41.6	42.9	43.8

資料:小牧市「第6次小牧市総合計画新基本計画の推進にかかる市民意識調査」

(年度)	2018	2019	2020	2021
市の女性相談窓口でDV相談が受けられることを知っている市民割合(%)	-	82.9	81.7	-

資料:小牧市「第6次小牧市総合計画新基本計画の推進にかかる市民意識調査」

女性相談の実績

(年度)	2019	2020	2021	2022
面接相談(件)	111	87	113	79
電話相談(件)	689	687	774	656
合計(件)	800	774	887	735

資料:まなび女性相談(2021年度以前)、女性相談委託(2022年度以降)の実績

女性相談内容の割合

	件数	件数	割合
夫婦・パートナー	161	DV	41 5.6
		離婚・別居	40 5.4
		不仲	56 7.6
		その他	24 3.3
出生・家族		15	2.0
こども		28	3.8
対人関係		215	29.3
健康		100	13.6
暮らし・社会		116	15.8
その他		100	13.5
合計		735	100.0

資料:女性相談委託の2022年度実績

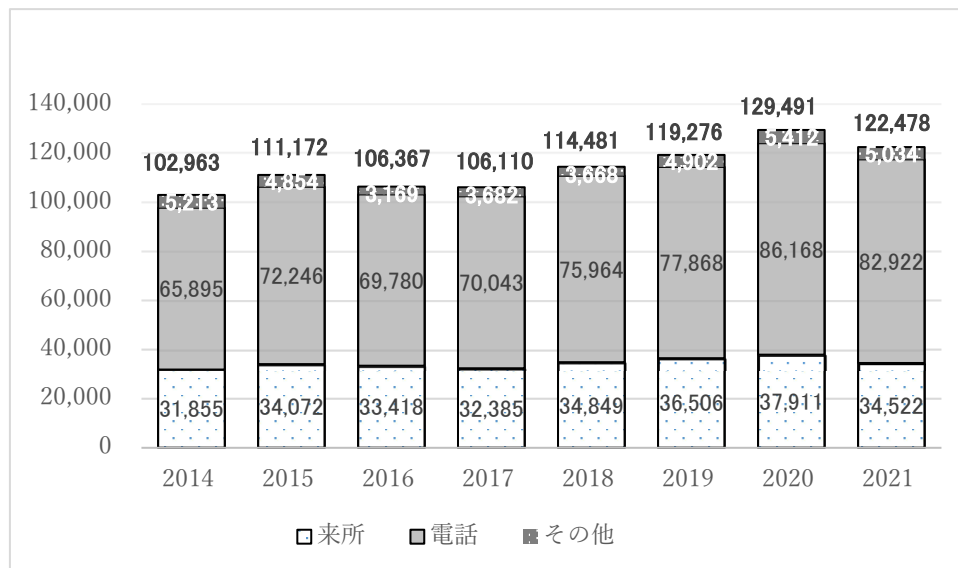
市民相談の実績

(年度)	2019	2020	2021	2022
面接相談(件)	98	41	46	81
電話相談(件)	102	80	182	96
合計(件)	200	121	228	177

資料:市民安全課 市民相談件数

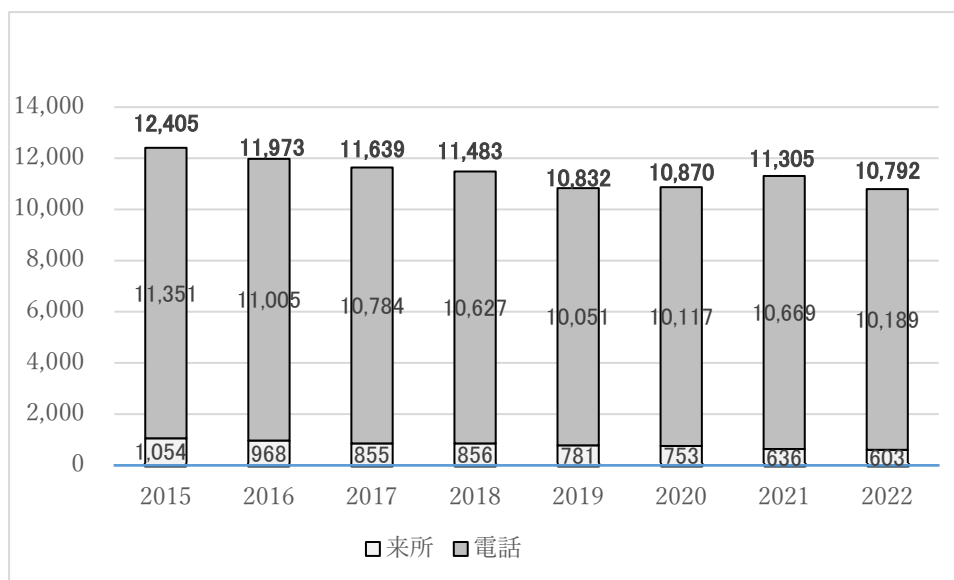
2 配偶者暴力相談支援センター・警察等対応件数の状況

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

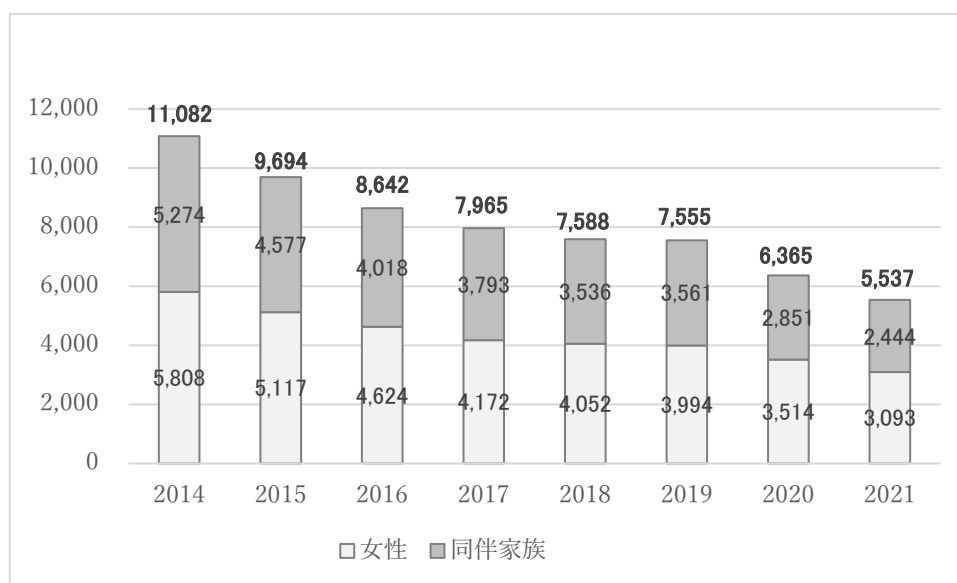


資料：内閣府調べ

2 愛知県女性センターにおける相談件数

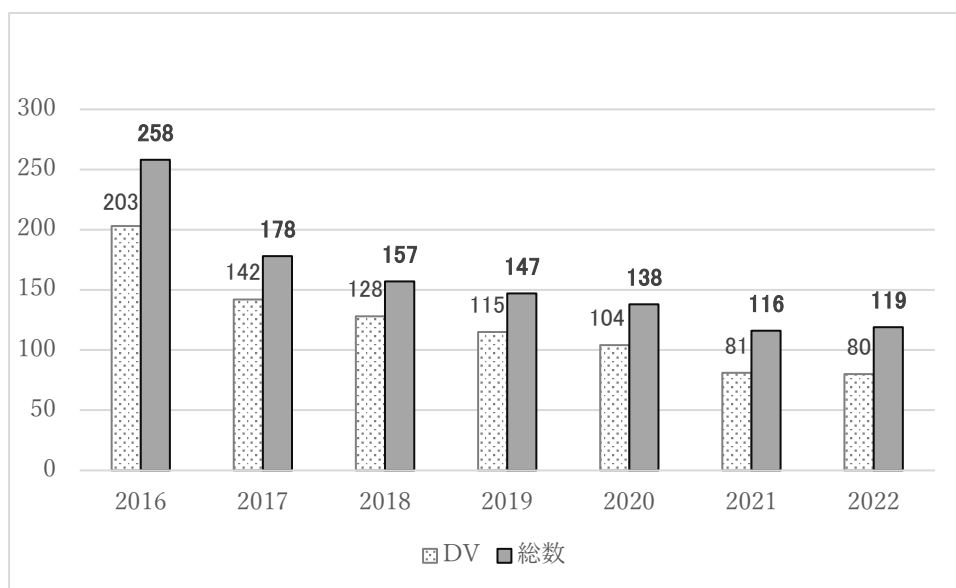


3 婦人相談所における一時保護件数

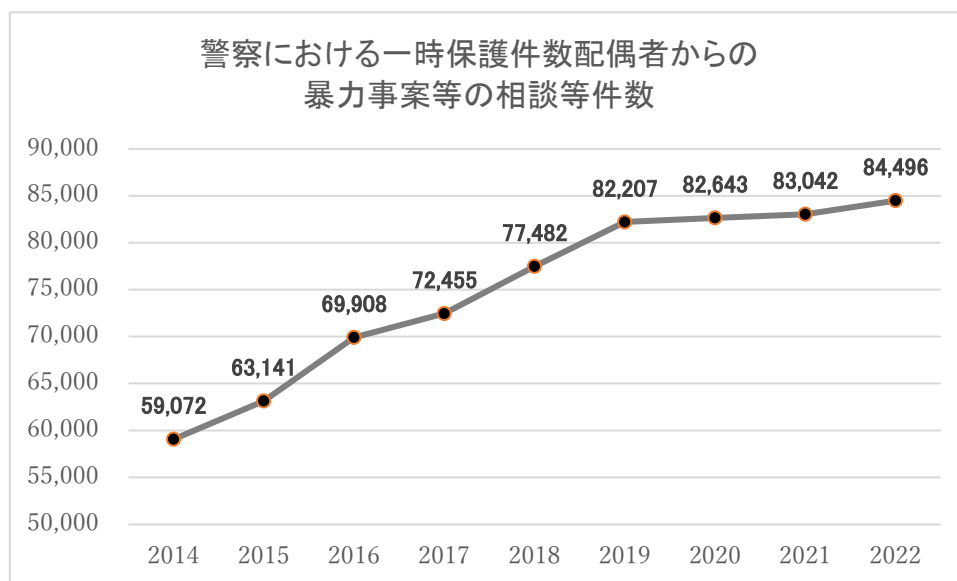


資料：内閣府調べ

4 愛知県女性相談センターにおける一時保護件数



5 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数



資料：警察庁調べ

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく保護命令事件の既済件数



資料：内閣府調べ

3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条の四）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情

にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したと

きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法

(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防

止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害

者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の

記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
 - 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
 - 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
 - 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
 - 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項」にとあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書

第一百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第一百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第一百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第一百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対

する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十六年法律第六十四号]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成十九年法律第百十三号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成二十五年法律第七十二号] [抄]

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 [平成二十六年法律第二十八号] [抄]

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則〔令和元年法律第四十六号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

附 則 〔令和四年五月二十五日法律第五十二号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

4 国、愛知県、小牧市の動き

年	国	愛知県	小牧市
2001年 (平成13)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立 (4月公布、10月一部施行)		
2002年 (平成14)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (4月全面施行)	愛知県女性相談センターに配偶者暴力支援センター機能を付与(4月)	まなび創造館女性センターに女性相談窓口を開設
2003年 (平成15)			
2004年 (平成16)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (6月公布、12月施行) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定(12月)		
2005年 (平成17)		「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定(12月)	
2006年 (平成18)			
2007年 (平成19)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 (7月公布、1月施行)		
2008年 (平成20)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定(1月)	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(2次)」策定(3月)	
2009年 (平成21)			
2010年 (平成22)			
2011年 (平成23)			
2012年 (平成24)			
2013年 (平成25)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正(7月公布、1月施行) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定(12月)	「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(3次)」策定(3月)	
2014年 (平成26)	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正(4月公布、2015年4月施行) ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」一部改正(10月)		

年	国	愛知県	小牧市
2015年 (平成27)			小牧市DV対策連絡会議 設置(11月)
2016年 (平成28)			
2017年 (平成29)			
2018年 (平成30)		「配偶者からの暴力防止及び被害 者支援基本計画(4次)」策定(3 月)	子育て世代包括支援セン ター開設(9月)
2019年 (令和元)	「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正 (6月公布、2020年4月施行)		
2020年 (令和2)			「小牧市DV対策基本計 画」策定開始
2021年 (令和3)			「小牧市DV対策基本計 画」策定(3月)
2022年 (令和4)			女性相談委託事業開始
2023年 (令和5)	「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」一部改正 (5月公布、2024年4月施行)		

5 小牧市DV対策連絡会議設置要綱

小牧市DV対策連絡会議設置要綱

〔 令和2年12月19日
2小多交第1058号 〕

(設置)

第1条 本市におけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の被害者への支援体制の充実を図るため、小牧市DV対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) DVに関する総合的な対応に関する事項
- (2) DVの被害者への支援に関し必要な事項
- (3) その他DVの対策について必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 市民安全課長
- (2) 多文化共生推進室長
- (3) 保健センター所長
- (4) 福祉総務課長
- (5) 地域包括ケア推進課長
- (6) 障がい福祉課長
- (7) 市民窓口課長
- (8) 多世代交流プラザ所長
- (9) 子育て世代包括支援センター所長
- (10) 幼児教育・保育課指導保育士
- (11) 患者支援センター入退院支援室長
- (12) 学校教育課長
- (13) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は子育て世代包括支援センター所長をもって充て、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 連絡会議は、第3条に掲げる者の過半数が出席しなければ、会議を開き、議

決することができない。

3 会議の議事は、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 連絡会議は、会議において必要があると認める場合は、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 連絡会議に、第2条に規定する所掌事務に関し、調査研究、情報交換、連絡調整等を行うため、実務者会議を置く。

2 実務者会議は、第3条各号に掲げる者が、それぞれ当該者の所属する部署の職員のうちから指名する者をもって組織する。

3 実務者会議は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、子育て世代包括支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月19日から施行する。

附 則 (令和3年3小多交第517号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年4小子支第810号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

こども夢・チャレンジNo.1 都市宣言(要約)

市制施行 60 周年

私たちは、こどもの夢への挑戦をまち全体で応援することで、こどもを中心に世代を超えて市民がつながり、支え合う、すべての市民が暮らしやすい、あたたかいまちになっていくと確信します。

そこで、私たち小牧市民は、

- 一 こどもの夢への挑戦を応援することで元気になるまち
- 一 世代を超えて市民のつながりが生まれるまち
- 一 支え合うことでさらに住みよくなっていくまち

このようなまちの実現に向け、小牧市を「こども夢・チャレンジNo.1 都市」とすることを、ここに宣言します。

小牧市DV対策基本計画

編集・発行 令和6年(2024年)3月

小牧市 こども未来部 子育て世代包括支援センター

〒485-0041

愛知県小牧市小牧三丁目555番地

電話 0568-71-8611

FAX 0568-71-8612

<http://www.city.komaki.aichi.jp/>